

家庭用消費者製品における成分情報開示に関する自主基準

2011年5月
日本石鹼洗剤工業会

1. 目的と意義

日本石鹼洗剤工業会では消費者保護を目的として、当工業会が取り扱う家庭用消費者製品の品質や適切な使用法に係わる情報をホームページを通じ消費者等に提供してきた。また会員各社は家庭用品品質表示法、不当景品類及び不当表示防止法、食品衛生法、その他関連法規や業界自主基準に基づき、製品の品質や適切な使用法に関する情報を容器やラベル表示を通じて提供してきた。この度、使用する製品について更に詳しい情報を求める消費者の希望に応えること、海外でも自主的な成分情報開示が進められていること等から、当工業会においても上記家庭用消費者製品の成分情報開示のあり方について検討し、自主基準を制定した。

2. 適用範囲

日本石鹼洗剤工業会が作成した「家庭用製品一覧表」(日本石鹼洗剤工業会ホームページに掲載)中の以下のものを対象とする。

- ・ 洗たく用洗剤 (洗たく用粉末洗剤、洗たく用液体洗剤、洗たく用洗剤 (固形その他))
- ・ 台所用洗剤 (手洗い用合成洗剤、食器洗い機用合成洗剤、台所用その他の洗剤)
- ・ 住宅・家具用、その他用洗剤 (住宅・家具用合成洗剤、その他用洗剤)
- ・ 漂白剤 (衣料用、台所用、その他用)
- ・ 柔軟仕上げ剤 (液体・その他)
- ・ 洗たく用仕上げ剤・その他 (糊剤、その他の仕上げ剤)
- ・ 酸・アルカリ洗浄剤
- ・ クレンザー (液体・粉末)

業務用途に供される製品については、この自主基準の限りではない。

3. 成分情報開示の実施要領

(1) 実施日

日本石鹼洗剤工業会に加盟している製造者は、2011年11月から、あるいは同月の製造品から、以下の条項に従って、2の適用範囲で規定する家庭用消費者製品を対象に、成分情報を開示する。

但し、委託生産の場合、委託先は委託元と実施についての協議を行うものとする。

(2) 成分情報開示のルール

製品に意図して添加、配合された全ての成分については、その成分名称とともに、その成分の機能あるいは配合目的を開示する。1%以上の成分については、含有量の多い順に開示する。1%未満の成分は、順不同で開示してもよい。

意図せずに製品に含有する成分（配合されている成分に付随する成分で、製品中ではその効果が発揮される量よりも少ない量しか含まれないもの）については、開示対象としなくてもよい。

(3) 成分の命名法

対象製品の成分は、以下のルールに従って命名する。

- ・ 成分名称は家庭用品品質表示法に基づく名称を使用する。該当する名称がない場合は一般化学名、CAS名、IUPAC名、あるいはINCI名のいずれを使用してもよい。
- ・ 香料、着色剤および防腐剤にかかわる全ての構成成分は、『香料』『着色剤』『防腐剤』とまとめてもよい。
- ・ 酵素にかかわる全ての構成成分は、『酵素』とまとめてもよい。
- ・ 蛍光増白剤にかかわる全ての構成成分は、『蛍光増白剤』とまとめてもよい。
- ・ 製造工程中で中和等により状態が変化するものについては、仕込み時の配合成分名称、あるいは製品中の成分名称のいずれを用いてもよい。
- ・ 営業秘密（CBI）にかかわる成分に関しては、成分名称の代わりに機能名称等を用いてもよい。但し、現行の家庭用品品質表示法等にて表示義務のある成分名については、この限りではない。

(4) 成分情報開示の方法

製造者は、上記の命名法に従って、次に示す媒体・方法のうち一つあるいは複数の方法を選択して開示することができる。

- ・ 製品容器
但し、家庭用品品質表示法等の法規・ルールは遵守しなければならない。
字体及び文字の大きさは特に規定しないが、明瞭で見やすく表示する。
- ・ 製造者のWebサイト、あるいは複数の製造者が共同で立ち上げるWebサイト
- ・ 製造者の問合せ用電話での回答
- ・ その他 電子媒体あるいは非電子媒体

製品の組成に変更があった場合は、成分情報の更新を適切に実施する。

4.用語の定義

- ・洗たく用洗剤

界面活性剤又は界面活性剤及び洗淨補助剤その他の添加剤から成り、その主たる洗淨作用が界面活性剤の界面活性作用によるものであって、洗濯用に供されるものをいう。

- ・台所用洗剤

界面活性剤又は界面活性剤及び洗淨補助剤その他の添加剤から成り、その主たる洗淨作用が界面活性剤の界面活性作用によるものであって、台所用に供されるものをいう。

- ・住宅・家具用洗剤

界面活性剤又は界面活性剤及び洗淨補助剤その他の添加剤から成り、その主たる洗淨作用が界面活性剤の界面活性作用によるものであって、住宅用又は家具用に供されるものをいう。

- ・漂白剤

主たる成分が酸化剤又は還元剤から成り、衣料品等の黄ばみ、しみ等を分解し、又は変化させて白くする化学作用を有するものをいう。

- ・柔軟仕上げ剤（家庭用品品質表示法 対象品目外）

界面活性剤及びその他の添加剤から成り、衣料の柔軟仕上げ用に供されるものをいう。

- ・洗たく用仕上げ剤（家庭用品品質表示法 対象品目外）

ポリマー及びその他の添加剤から成り、衣料の賦形用又は撥水仕上げ用等に供されるものをいう。

- ・酸・アルカリ洗淨剤

酸、アルカリ又は酸化剤及び洗淨補助剤その他の添加剤から成り、その主たる洗淨の作用が酸、アルカリ又は酸化剤の化学作用によるものをいう。

- ・クレンザー

研磨材及び界面活性剤その他の添加剤から成り、主として研磨の用に供されるもの（つや出しの用に供されるものを除く）をいう。

- ・製造者

家庭用品品質表示法で定義される「製造業者」、「販売業者」の何れかの業者。

- ・一般化学名

化学物質に固有の名称で、従来から業界で使われている化学物質名称、または一般消費者が理解できる化学物質名称。

- ・CAS名

米国化学会(American Chemical Society)が出版している化学文献要旨集(Chemical Abstracts 誌)で使用される化学物質の名称。

- ・IUPAC名

国際純正・応用化学連合(International Union of Pure and Applied Chemistry)が定める化合物名の命名法による名称。

- ・ I N C I 名

米国化粧品工業会 (Personal Care Products Council) の国際命名法委員会において、化粧品原料国際命名法 (International Nomenclature of Cosmetic Ingredients) に従って命名された化粧品成分の表示名称。

- ・ 機能名称

家庭用品品質表示法で定められた界面活性剤以外の成分に付けられる成分機能に基づく名称。酵素、蛍光増白剤、漂白剤については家庭用品品質表示法で定められた機能名で、これ以外に日本石鹼洗剤工業会および日本石鹼洗剤工業組合が定めた機能名 (水軟化剤、金属封鎖剤、アルカリ剤、再付着防止剤、泡調整剤、漂白活性剤、安定(化)剤、pH調整剤) 等がある。

- ・ C B I

不正競争防止法で定義される営業秘密として管理されている営業上や技術上の情報をいう。

以上